## 議案第63号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 山陽小野田市水道事業給水条例(平成17年山陽小野田市条例第 195号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「4種類」を「3種類」に改め、同項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表を次のように改める。

別表 (第29条関係)

## 水道料金表

給水用途	メーター口	基本料金	従量料金
	径	(1か月につき)	(1か月につき)
一般用	1 3 ミリメ	4立方メートルま	4立方メートル(基本水
	ートル	で	量)を超え
		1,419円	100立方メートルまで
	20ミリメ	4立方メートルま	のもの
	ートル	で	1立方メートルにつき
		1,958円	143円
			100立方メートルを超
			え
			200立方メートルまで
			のもの
			1立方メートルにつき

1	I	1	I
			236.5円
			200立方メートルを超
			えるもの
			1立方メートルにつき
			253円
	25ミリメ	2,970円	100立方メートルまで
	ートル		のもの
	40ミリメ	11,220円	1立方メートルにつき
	ートル		198円
	50ミリメ	19,140円	100立方メートルを超
	ートル		え
	7 5 ミリメ	44,330円	300立方メートルまで
	ートル		のもの
	100 ₹ リ	100,870円	1立方メートルにつき
	メートル		236.5円
	1 5 0 ミリ	267,410円	300立方メートルを超
	メートル		えるもの
	200 5 リ	495,000円	1立方メートルにつき
	メートル		253円
臨時用	_	_	1立方メートルにつき
			5 5 0 円
船舶用	_	_	1立方メートルにつき
			4 4 0 円
		l	l

注 水道料金は、上記の表により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。

第2条 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

(特別な場合における水道料金の算定)

第32条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合の水道料金は、1か月分として算定する。

- 2 月の中途において口径又は給水用途を変更したときは、使用日数の多い 口径又は用途の水道料金とする。ただし、使用日数が等しいときは、検針 時の口径又は用途の水道料金とする。
- 3 使用中止若しくは廃止の届出がないとき、又はメーターに使用水量を表示しないときでも、所定の基本料金は徴収する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、第2条の規定は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日直前の隔月定例日から施行日以降における最初の隔月定例日までの間に算定された水量に基づいて算定する水道料金については、改正後の山陽小野田市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年10月1日前から継続して供給している水道水の使用で、その使用期間の日数が15日以内で算定された水量に基づいて算定した水道料金については、新条例第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(激変緩和措置)

- 4 施行日から令和10年3月31日(以下「激変緩和措置満了日」という。) までの間における水道料金については、新条例別表の規定にかかわらず、附 則別表の規定により算定する。
- 5 激変緩和措置満了日以前から継続して供給している水道水の使用で激変緩和措置満了日の翌日における直前の隔月定例日から激変緩和措置満了日の翌日以降における最初の隔月定例日までの間に算定された水量に基づいて算定する水道料金については、新条例別表の規定にかかわらず、附則別表の規定による。

附則別表 水道料金表(令和6年4月1日から令和10年3月31日まで)

給水用途	メーター口径	基本料金	従量料金
		(1か月につき)	(1か月につき)
一般用	13ミリメー	4立方メートルま	4立方メートル (基本水
	トル	で	量)を超え100立方メ
		1,320円	ートルまでのもの
	20ミリメー	4立方メートルま	1立方メートルにつき
	トル	で	1 3 2 円
		1,903円	100立方メートルを超
			え
			200立方メートルまで
			のもの
			1立方メートルにつき
			225.5円
			200立方メートルを超
			えるもの
			1立方メートルにつき
			2 4 2 円
	25ミリメー	2,970円	100立方メートルまで
	トル		のもの
	40ミリメー	11,220円	1立方メートルにつき
	トル		198円
	50ミリメー	19,030円	100立方メートルを超
	トル		え
	75ミリメー	44,000円	300立方メートルまで
	トル		のもの
	100ミリメ	99,880円	1立方メートルにつき
	ートル		225.5円

	150ミリメ	264,770円	300立方メートルを超
	ートル		えるもの
	200ミリメ	495,000円	1立方メートルにつき
	ートル		242円
臨時用	_	_	1立方メートルにつき
			5 5 0 円
船舶用	_	_	1立方メートルにつき
			440円

注 水道料金は、上記の表により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。

## 議案第63号参考資料

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表(第1条関係)

改正後	改正前
(給水用途の種類)	(給水用途の種類)
第4条 給水用途は、次の <u>3種類</u> とする。	第4条 給水用途は、次の <u>4種類</u> とする。
(1) 一般用	(1) 一般用
	(2) 洗湯用
(2) 臨時用	(3) 臨時用
(3) 船舶用	<u>(4)</u> 船舶用
2 (略)	2 (略)
別表(第29条関係)	別表(第29条関係)
水道料金表	水道料金表
給水用   メーター口径   基本料金   従	<u>                                    </u>
<u> (1か月につ</u> <u>(1か月</u>	<u>につき)</u> <u> (1か月につ</u> <u>(1か月につき)</u>
<u>**)</u>	<u> </u>
一般用   1 3 ミリメー   4 立方メートル   4 立方メ	
<u>トル</u> <u>まで</u> 本水量) を	
1,419円100立	
20ミリメー 4立方メートル ルまでの	
<u>トル</u> <u>まで</u> <u>1立方</u> 1,958円につき	メートル       上ル     まで     つき       1,826円     132円
1, 000111000	143円

	100立方メート
	ルを超え
	200立方メート
	ルまでのもの
	1立方メートル
	につき
	236.5円
	200立方メート
	ルを超えるもの
	1立方メートル
	につき
	253円
25ミリメー	2,970円100立方メート
トル	ル以下のもの
40ミリメー	11,220円 1立方メートル
トル	<u>につき</u>
50ミリメー	19,140円 198円
トル	100立方メート
75ミリメー	<u>44,330円</u> ルを超え
トル	300立方メート
100ミリメ	<u>100,870</u> ルまでのもの
ートル	<u>円</u> <u>1 立方メートル</u>
150ミリメ	<u>267,410</u> につき
ートル	<u> 236.5円</u>

25ミリメー	7立方メートル	7立方メートル(基
トル	まで	本水量)を超え
	2, 420円	20立方メートルま
		でのもの
		1立方メートルに
		<u>つき</u>
		176円
		20立方メートルを
		超えるもの
		1立方メートルに
		<u>つき</u>
		225.5円
		100立方メートル
		<u>以下のもの</u>
40ミリメー	10,340円	1立方メートルに
トル		<u>つき</u>
50ミリメー	17,600円	198円
トル		100立方メートル
75ミリメー	40,700円	
トル		300立方メートル
100ミリメ	92,455円	
<u>ートル</u>		1立方メートルに
150ミリメ	245, 300	
ートル	<u>円</u>	214.5円

	200ミリメ	495,000	300立方メート		200ミリメ	489, 500	300立方メートル
	ートル	<u>円</u>	ルを超えるもの		ートル	<u>円</u>	を超えるもの
			1立方メートル				1立方メートルに
			<u>につき</u>				<u>つき</u>
			<u>253円</u>				231円
				洗湯用	<u> </u>	<u> </u>	1立方メートルにつ
							き
							<u>77円</u>
臨時用	<u> </u>	=	1立方メートルに	臨時用	<u> </u>	<u> </u>	1立方メートルにつ
			<u>つき</u>				<u>き</u>
			<u>550円</u>				<u>495円</u>
船舶用	<u> </u>	=	1立方メートルに	船舶用	<u> </u>	<u> </u>	1立方メートルにつ
			<u>つき</u>				<u>き</u>
			440円				418円
注 水道料金は、上記の表により算出した額(その額に1			<u>注</u>	<道料金は、上記	己の表により算出	した額(その額に1	
円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て			<u>円</u> 未	<b>に満の端数がある</b>	るときは、その端	数金額は切り捨て	
<u>る。</u>	<u>) とする。</u>			<u>る。</u>	<u>) とする。</u>		

## 山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表(第2条関係)

山陽小野田巾水迫事業給水条例新旧対照表(第2条関係)				
改正後	改正前			
(特別な場合における水道料金の算定)	(特別な場合における水道料金の算定)			
第32条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、	第32条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止			
又は廃止した場合の水道料金は、1か月分として算定す	し、又は廃止したときの水道料金は、次のとおりとする。			
<u>る。</u> <u>2</u> 月の中途において口径又は給水用途を変更したときは、	<ul> <li>(1) 使用日数が16日以上のときは、1か月分として算定する。</li> <li>(2) 使用日数が15日以下のときは、基本料金の半額とする。ただし、その使用水量が所定の基本水量の2分の1を超えるときは、その超える部分について従量料金を算定し、加算する。</li> <li>2 月の中途において口径を変更したときの水道料金は、次</li> </ul>			
使用日数の多い口径又は用途の水道料金とする。ただし、 使用日数が等しいときは、検針時の口径又は用途の水道料 金とする。	<ul> <li>のとおりとする。</li> <li>(1) 変更のあった日から使用日数が16日以上のときは、変更後の口径により1か月分として算定する。</li> <li>(2) 変更のあった日から使用日数が15日以下のときは、変更前の口径により1か月分として算定する。</li> </ul>			
3 使用中止若しくは廃止の届出がないとき、又はメーター	3 月の中途において給水用途を変更したときの水道料金			
に使用水量を表示しないときでも、所定の基本料金は徴収	<u>は、次のとおりとする。</u>			
<u>する。</u>				

- (1) 変更のあった日から使用日数が16日以上のときは、変更後の給水用途により1か月分として算定する。
- (2) 変更のあった日から使用日数が15日以下のときは、変更前の給水用途により1か月分として算定する。
- 4 使用中止若しくは廃止の届出がないとき、又はメーター に使用水量を表示しないときでも、所定の基本料金は徴収 する。